

富士見市自治基本条例の見直しについて

1. 条例制定の経緯について

平成12年4月	地方分権一括法の施行。地方分権の進展により、市町村は自己決定、自己責任の下、地域の特色を生かしたまちづくりを行えるようになる。
平成14年度	市民参加・協働のまちづくりに向けて、職員による研究活動を実施。課題や今後のあり方、まちづくり条例制定の必要性を協議。
平成15年度	職員（課長職）構成の協働のまちづくり検討委員会設置、市民構成のまちづくり市民検討懇談会設置。自治基本条例の内容検討。
平成16年4月	富士見市自治基本条例施行。 推進体制整備のため、市民参加及び協働推進市民懇談会、及び同庁内委員会の設置。

2. 条例の目的

市民が主体となってまちづくりを進めるための基本となる事項を定めており、市民の知恵と力を生かした豊かな自治の実現のために、市政への市民参加を進め、市民と市が互いの信頼関係のもと、協働によるまちづくりを行うことを目的としている。

3. これまでの見直しについて

富士見市自治基本条例

（条例の見直し）

第28条 市長は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、この条例を見直し、必要な措置を講ずるものとする。

（1）1回目の見直し（平成19年度～平成20年度）

○富士見市市民参加及び協働推進市民懇談会による提言書（平成20年11月）

○富士見市市民参加及び協働推進庁内委員会による報告書（平成21年1月）

→ 課題は残すものの現時点では条例改正するまでの事案は見当たらない。

※ 推進体制の変更（平成25年6月）

富士見市市民参加及び協働推進市民懇談会は、設立目的にあった附属機関へ移行するため廃止し、現在の富士見市市民参加及び協働推進委員会を設置

- (2) 2回目の見直し（平成25年度）
- 市民参加及び協働推進委員会による提言書（平成25年11月）
 - 市民参加及び協働推進庁内委員会による報告書（平成26年1月）
 - 市民懇談会と同様、市民自治の確立に向けた理念と市政運営の基本的事項が適切に表現されていることから、条例自体の修正及び変更の必要はない。
- (3) 3回目の見直し（平成30年度）
- 市民参加及び協働推進委員会による提言書（平成30年11月）
 - 市民参加・協働を基調とした基本的理念について適切に表現されていることから、特に修正及び変更の必要はない
 - 市民参加及び協働推進庁内委員会による報告書（平成30年11月）
 - 市民参加・協働のまちづくりを推進していくうえで適切に表現されており、現時点においては、修正、変更の必要はない

4. 条例見直し検討作業の観点

- (1) 現行の条項の施策が機能しているか
取組み状況と運用を確認し、課題を整理・反映させる
- (2) 各条項が社会情勢の変化に適合しているか
著しい社会情勢の変化に対応ができる柔軟性のある内容とする
- (3) 条例の構成や表記等に不備はないか
市民参加・協働の推進の目的に沿った条例とする

5. 条例見直し検討作業の体制

- 富士見市市民参加及び協働推進委員会（市民構成）
- 富士見市市民参加及び協働推進庁内委員会（職員構成）

6. 富士見市市民参加及び協働推進委員会開催予定

第1回	令和4年 5月18日（水）午後7時～	場所：市役所2階 第1会議室
第2回	令和4年 7月12日（火）午後7時～	場所：市役所2階 市長公室
第3回	令和4年 8月 9日（火）午後7時～	場所：市役所分館3階 分館会議室
第4回	令和4年 9月21日（水）午後7時～	場所：市役所分館3階 分館会議室
第5回	令和4年11月18日（金）午後7時～	場所：市役所2階 第2会議室
第6回	令和5年 3月 1日（水）午後7時～	場所：市役所分館3階 分館会議室